

また、経営実態調査の結果を踏まえて、サービス毎の人件費割合について見直すとともに、各地域区分の報酬単価の上乗せ割合についても見直す。

< 地域区分ごとの報酬単価 >

特別区	12%		15%
特甲地	10%		10%
甲地	6%	⇒	6%
乙地	3%		5%
その他	0%		0%

< 人件費割合 >

60%	訪問介護 / 訪問入浴介護 / 通所介護 / 特定施設入居者生活介護 / 夜間対応型訪問介護 / 認知症対応型通所介護 / 小規模多機能型居宅介護 / 認知症対応型共同生活介護 / 地域密着型特定施設入居者生活介護 / 居宅介護支援	→	70%	訪問介護 / 訪問入浴介護 / 夜間対応型訪問介護 / 居宅介護支援
	40%		訪問看護 / 訪問リハビリテーション / 通所リハビリテーション / 短期入所生活介護 / 短期入所療養介護 / 介護老人福祉施設 / 介護老人保健施設 / 介護療養型医療施設 / 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	55%
			45%	通所介護 / 短期入所生活介護 / 短期入所療養介護 / 特定施設入居者生活介護 / 認知症対応型共同生活介護 / 介護老人福祉施設 / 介護老人保健施設 / 介護療養型医療施設 / 地域密着型特定施設入居者生活介護 / 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※ 介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスについては、いずれも介護予防サービスを含む。

< 介護報酬 1 単位当たりの単価の見直しの全体像と見直し後の単価 >

< 現行 >

		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合		12%	10%	6%	3%	0%
人件費	60%	10.72 円	10.60 円	10.36 円	10.18 円	10 円
割合	40%	10.48 円	10.40 円	10.24 円	10.12 円	10 円



<見直し後>

		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合		15%	10%	6%	5%	0%
人件費 割合	70%	11.05 円	10.70 円	10.42 円	10.35 円	10 円
	55%	10.83 円	10.55 円	10.33 円	10.28 円	10 円
	45%	10.68 円	10.45 円	10.27 円	10.23 円	10 円

#### (4) 中山間地域等における小規模事業所の評価

いわゆる中山間地域等にある小規模事業所については、規模の拡大や経営の効率化を図ることが困難であり、人件費等の割合が高くならざるを得ず、経営が厳しい状況にあることを踏まえ、いわゆる中山間地域等のうち、現行の特別地域加算対象地域以外の半島振興法指定地域等について、当該地域に所在する小規模の事業所が行う訪問介護等の一定のサービスについて評価を行う。

中山間地域等の小規模事業所がサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の 10% を加算

※算定要件

- ・ 対象となるサービスは、訪問介護( 予防含む )、訪問入浴介護( 予防含む )、訪問看護( 予防含む )、居宅介護支援及び福祉用具貸与( 予防含む )
- ・ 「中山間地域等」とは、特別地域加算対象地域以外の地域で、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域をいう。
- ・ 「小規模事業所」とは、訪問介護は訪問回数が 200 回以下 / 月 ( 予防訪問介護は実利用者が 5 人以下 / 月 )、訪問入浴介護は訪問回数が 20 回以下 / 月 ( 予防訪問入浴介護は訪問回数が 5 回以下 / 月 )、訪問看護は訪問回数が 100 回以下 / 月 ( 予防訪問看護は訪問回数が 5 回以下 / 月 )、居宅介護支援は実利用者が 20 人以下 / 月、福祉用具貸与は実利用者が 15 人以下 / 月 ( 予防福祉用具貸与は実利用者数が 5 人以下 / 月 ) の事業所をいう。

#### (5) 中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価

事業所が通常の事業実施地域を越えて中山間地域等に居住する者にサービスを提供した場合には、移動費用が相当程度必要となることを踏まえ、評価を行う。

中山間地域等にサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の 5% を加算

※算定要件

- ・ 対象となるサービスは、移動費用を要する訪問介護（予防含む）、訪問入浴介護（予防含む）、訪問看護（予防含む）、訪問リハビリテーション（予防含む）、通所介護（予防含む）、通所リハビリテーション（予防含む）、居宅介護支援及び福祉用具貸与（予防含む）
- ・ 「中山間地域等」とは、半島振興法、特定農山村法、山村振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域をいう。
- ・ 各事業者が、運営規程に定めている通常の事業実施地域を越えてサービスを提供する場合に認める。

## 2. 居宅介護支援・介護予防支援

ケアマネジャー1人当たりの標準担当件数を維持しつつ、件数が40件以上となる場合に全ての件数に適用される現在の逡減制について、経営改善を図る観点から、超過部分にのみ適用される仕組みに見直す。

### 居宅介護支援費（Ⅰ）

<取扱件数が40件未満の場合>

要介護1・2	1,000 単位 / 月	⇒	現行どおり
要介護3・4・5	1,300 単位 / 月		

### 居宅介護支援費（Ⅱ）

<取扱件数が40件以上60件未満の場合>

要介護1・2	600 単位 / 月	⇒
要介護3・4・5	780 単位 / 月	

（→全ケースに適用）

<取扱件数が40件以上60件未満の場合>

要介護1・2	500 単位 / 月
要介護3・4・5	650 単位 / 月

（→40件以上60件未満の部分のみ適用）

※40件未満の部分は居宅介護支援費(Ⅰ)を適用

### 居宅介護支援費（Ⅲ）

<取扱件数が60件以上の場合>

要介護1・2	400 単位 / 月	⇒
要介護3・4・5	520 単位 / 月	

（→全ケースに適用）

<取扱件数が60件以上の場合>

要介護1・2	300 単位 / 月
要介護3・4・5	390 単位 / 月

（→40件以上の部分のみ適用）

※40件未満の部分は居宅介護支援費(Ⅰ)を適用

## ① 特定事業所加算

事業所の独立性・中立性を高める観点から、実態に即し段階的に評価する仕組みに見直す。

特定事業所加算 (Ⅰ) 500 単位 / 月  
特定事業所加算 500 単位 / 月 ⇒  
特定事業所加算 (Ⅱ) 300 単位 / 月

### ※算定要件

#### 【特定事業所加算 (Ⅰ)】

- ① 主任介護支援専門員を配置していること。
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ④ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者の割合が5割以上であること。
- ⑤ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ⑨ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑩ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40件以上でないこと。

#### 【特定事業所加算 (Ⅱ)】

特定事業所加算 (Ⅰ) の③、⑤、⑨及び⑩を満たすこと、主任介護支援専門員等を配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。

注 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定はいずれか一方に限る。

## ② 病院等と利用者に関する情報共有等を行うことに着目した評価

医療と介護の連携の強化・推進を図る観点から、入院時や退院・退所時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行う際の評価を導入する。

医療連携加算(新規) ⇒ 150 単位 / 月(利用者1人につき1回を限度)

※算定要件

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合

退院・退所加算（新規） ⇒ 退院・退所加算（Ⅰ） 400 単位 / 月  
退院・退所加算（Ⅱ） 600 単位 / 月

※算定要件

【退院・退所加算（Ⅰ）】

入院期間又は入所期間が 30 日以下の場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合

【退院・退所加算（Ⅱ）】

入院期間又は入所期間が 30 日を超える場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合

注 初回加算を算定する場合は、算定できない。

③ 認知症高齢者等や独居高齢者への支援等に対する評価

ケアマネジメントを行うに際し、特に労力を要する認知症日常生活自立度がⅢ以上の認知症高齢者等、独居高齢者に対する支援等について評価を行う。

認知症加算（新規） ⇒ 150 単位 / 月

独居高齢者加算（新規） ⇒ 150 単位 / 月

④ 小規模多機能型居宅介護事業所との連携に対する評価（介護予防支援も同様）

居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合等について評価を行う。

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算（新規） ⇒ 300 単位

### ⑤ 初回の支援に対する評価（介護予防支援も同様）

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）について評価を行う。

初回加算                      250 単位 / 月                      ⇒                      300 単位 / 月

### ⑥ 介護予防支援に対する評価

介護予防支援については、介護予防支援事業所の業務の実態を踏まえた評価を行う。

介護予防支援費              400 単位 / 月                      ⇒                      412 単位 / 月

## 3. 訪問系介護サービス

### （1）訪問介護

訪問介護については、訪問介護員等の処遇改善の必要性を踏まえつつ、サービスの効果的な推進を図る観点から、短時間の訪問に対する評価を行う。

身体介護（30分未満）                      231 単位 / 回                      ⇒                      254 単位 / 回

生活援助（30分以上1時間未満）      208 単位 / 回                      ⇒                      229 単位 / 回

### ① 特定事業所加算

訪問介護員等及びサービス提供責任者について、介護職員基礎研修の受講、介護福祉士の資格取得など段階的なキャリアアップを推進する観点から、特定事業所加算について、要件の見直しを行う。

特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の20%を加算  
特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の10%を加算                      ⇒                      算定要件の見直し  
特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の10%を加算